

令和5年1月 守口市教育委員会定例会の概要

○日 時 令和5年1月31日

午前10時00分～午前11時00分

○場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○出席者

教 育 長 太 田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委 員 杉 岡 佐 緒 理

委 員 田 中 満 公 子

委 員 古 川 知 子

事 務 局

教育監 森田 大輔 こども部次長 平田 誠

教育総務課長 酒田 宗利 学校教育課長 棹本 達也

保健給食課長 後藤 勝義 教育センター長 佐々木 幸子

生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆 子育て支援政策課長 大下 浩二

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。ただいまから教育委員会1月定例会を開会いたします。

まず初めに、日程第1「会期について」をお諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間としたいと思います
が、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間を正午までの2時間といたします。

次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は「江端委員」を御指名申し上げますのでよろしくお願いいたします。

ここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の方法についてでございます。議案第1号及び議案第5号につきましては、共に守口市立外島認定こども園の民間移管に関わるものでございますので、一括して審議することといたしたいと思いますが御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認めまして、議案第1号及び議案第5号につきましては、これより一括して審議することといたします。

それでは、日程第3、議案第1号「守口市立認定こども園条例及び守口市附属機関条例の一部を改正する条例案」及び日程第7、議案第5号「『第二期守口市こども・子育て支援事業計画』の中間見直し(案)について」の議案の説明をお願いします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号「守口市立認定こども園条例及び守口市附属機関条例の一部を改正する条例案」及び議案第5号「『第二期守口市こども・子育て支援事業計画』の中間見直し(案)」について、いずれの議案につきましても、守口市立外島認定こども園の民間移管に関わるものが含まれており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき守口市教育委員会の意見を聞かなければならない守口市立幼保連携型認定こども園に関する事務を定める規則において、守口市立幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関することが規定されておりますことから、教育委員会の御意見をお聞きするもので、相互に関連しますことから一括して御説明いたします。

それでは、議案書の12ページを御覧いただきますようお願いいたします。

まず、議案第5号「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し(案)のうち、守口市立幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関することから先に御説明を申し上げます。

本議案は、守口市教育委員会12月定例会において、協議事項として協議させていただきましたものと同じ内容になります。なお、前回の協議時点で実施しておりましたパブリックコメントについては、本年1月8日をもって意見募集期間が終了し、意見に対する市の考え方については1月30日に市ホームページに掲載したところでございます。なお、パブリックコメントの意見に伴う中間見直しの内容の修正はございません。そのため、今回提示している資料につきましても、前回の定例会でお示したものと同様のものとなります。本市では、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるまちの実現を目指した取組みを推進するため、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定しております。本年度は計画期間の中間年度に当たることから、守口市子ども子育て会議の意見を賜りながら、今後の就学前児童数の推移や、教育・保育の受皿確保の状況等を踏まえ、当計画の中間見直しを進めてまいりました。今回の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策の1つとして、守口市立外島認定こども園の民間移管が含まれていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき守口市教育委員会の意見を聞かなければならない守口市立幼保連携型認定こども園に関する事務を定める規則に基づき、教育委員会の意見をお聞きした上で、2月中旬頃までには計画の策定をしてまいりたいと考えております。

それでは、資料の17ページをお開き願いたいと存じます。

17ページから20ページにかけて、1号認定から3号認定までの認定区分ごとと東部、中部、南部のエリアごとに教育・保育の量の見込みを推計し、それに対する確保方策の値を記載しています。

21 ページにまいりまして、2号認定及び3号認定の1、2歳児について確保方策の不足が見込まれ、今後さらなる確保方策が必要との結果が得られましたことから、見直し後の教育・保育の量の見込みに対する今後の受皿確保の方策等について記載しております。確保方策の考え方として、現時点においても定員弾力化をはじめ利用希望保護者に寄り添ったきめ細やかな利用調整を行うことにより、厚生労働省基準による待機児童ゼロを4年連続達成しており、直ちに不足数を全て補う施設規模、または人員の確保が必要となるものではなく、また長期的には就学前児童数の減少が見込まれる状況にあります。しかしながら、「いつまでも住み続けたいまち 守口」の実現に向け、0歳から就学前教育・保育の無償化等により将来的に子育て世帯の転入、定着を政策的に奨励している点を踏まえれば、硬直的な対応となりがちな公主導ではなく、本市がこの間推進してきた民間主導により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間への取組みをしっかりと後押しすることでの確な受皿を確保する形、つまり公私連携による確保方策の確立、推進が望ましいと考えています。そこで本市としては、確保方策の具体的項目として保育施設の新規募集、新規認可による定員の拡大、民間認定こども園等の施設整備の促進による定員の拡大、公立認定こども園の老朽化を踏まえた民間移管とこれに伴う定員拡大及び利用児に対するサービスの拡充、現在の公立3施設の老朽化などを踏まえ、令和7年度に外島認定こども園を民間移管、民間認定こども園の教育・保育サービスの充実に向けてのさらなる支援、保育士の人材確保及び定着を、計画における教育・保育の確保方策として盛り込んでおります。なお、前回の教育委員会定例会におきまして、保育士の処遇改善を含めた保育人材確保並びに配慮が必要な児童の受入れに係る御意見をいただいたところでございます。本市といたしましては、確保方策の具体的項目にも含まれておりますとおり、受皿の拡大に向けた保育士の人材確保及び定着を図るとともに、配慮が必要な児童の受入れについては、民間園においても配慮が必要な児童の受入れは行っていただいております。公立園だけがその役割を全て担うもので

はなく、民間園も含めた市全体としてしっかりと受入れ体制を整えることが重要だと考えています。市としましては、これまでの間、障がい児保育補助の改定、医療的ケア児の支援など、民間園における配慮が必要な児童の受入れ促進のための施策を実施してきましたが、今後も配慮が必要な児童の数や当該児童が入園を希望する園の状況など実態を把握しつつ、加配保育士等の確保に係る支援や、情報提供を含めた民間園との連携強化など、引き続き民間園が特別な配慮が必要な児童を受け入れていただけるよう、行政としてしっかりと支援を行ってまいりたいと考えています。

続きまして、議案第1号「守口市立認定こども園条例及び守口市附属機関条例の一部を改正する条例案」について御説明いたします。議案書1ページ以降を御覧いただきますようお願いいたします。当該議案は、外島認定こども園の民間移管に当たり、必要となる守口市立認定こども園条例及び守口市附属機関条例の一部を改正する条例案でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき守口市教育委員会の意見を聞かなければならない守口市立幼保連携型認定こども園に関する事務を定める規則第2号の規定に基づき、教育委員会の御意見をお聞きした上で、令和5年2月の守口市議会定例会に提出したいと考えております。改正内容といたしましては、まず守口市立認定こども園条例の一部改正ですが、第1条に記載しております守口市立認定こども園の施設から守口市立外島認定こども園に係る部分を削除します。次に、守口市附属機関条例の一部改正でございますが、第2条に記載しております、市が設置する執行機関の附属機関のうち、守口市立保育所の民間移管に伴う保育所認定こども園運営者選考委員会の名称及び担任する事務を改め、守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者を選定する委員会とします。施行日でございますが、第1条守口市立認定こども園条例は、民間移管を行う令和7年4月1日施行、第2条守口市附属機関条例は令和5年度に民間移管先の事業者の選考を行いますことから、令和5年4月1日施行といたします。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただきますようお願い

申し上げます。

○教育長 議案第1号及び議案第5号につきまして説明が終わりました。

何か御質問や御意見はございますでしょうか。

○委員 民間移管をされることに異論はないですが、外島認定こども園の施設の老朽化の程度を教えてください。

○事務局 外島認定こども園なんですけれども、昭和57年に施設整備しまして、現在約40年が経過しているところでございます。毎年予算を計上させていただいて、様々な補修工事をしているのですが、やはり空調であったり、各機器等で様々な不具合が出ているような状況です。

○委員 古い園舎のまま民間委託をされるということですね。

○事務局 民間移管にあたりましては、今のところ現状の建物での移管を考えておりますが、民間移管後につきましては、過去に守口市は13施設ほど民間移管してるんですけども、今後、移管事業者のほうで建替えを促していきたいと考えております。

○委員 その際に、守口市も応援するという趣旨のことが書いてありますので、建替えには当然お金が要るんですね。そうした場合の補助はございますでしょうか。

○事務局 民間認定こども園等の施設整備につきましては、今までは国庫補助金を活用して本市から支援をさせていただいております。今後、外島認定こども園もそうですし、他の民間認定こども園も含めて、施設整備等の依頼があれば国庫補助金を活用して、しっかりと支援を行ってまいりたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。そちらに加えて、保育士確保の大変な時代でございますので、保育士確保の支援もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○教育長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○教育長 では、他に御質問、御意見がないようですので採決したいと思います。

議案第1号及び議案第5号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第1号及び第5号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第2号「令和4年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第2号「令和4年度教育費補正予算案についての意見」について御説明申し上げます。議案書につきましては、4ページから7ページまでとなっております。

それでは、議案書5ページの「令和4年度教育費補正予算案」に沿って御説明させていただきます。本市で実施している守口市ふるさと応援寄附金事業においては、「災害に強いまちづくりプロジェクト」、「子どもの笑顔輝くまちプロジェクト」、「みんなが健康なまちプロジェクト」、「住みよいまちづくりプロジェクト」など、寄附金を各使途目的に応じた基金へ積立てを行っている中で、本市教育委員会では「子どもたちの笑顔輝くまちプロジェクト」へ寄附された寄附金を、守口市学校教育施設整備基金へ積み立てしております。今年度においては、寄附金が当初予算の見込みを大幅に上回る額で推移していることから、歳入予算の補正予算措置及び歳入金額の増加に伴う学校教育施設整備基金への積立てにかかる歳出予算の補正予算措置が必要となりました。

また、守口市立図書館舞台絞り緞帳用巻上機等更新工事については、新型コロナウイルス感染拡大に起因する半導体や樹脂材料等の供給が世界的に逼迫している影響により、当該工事に必要な電動巻上機の製造が遅れていることから、令和4年度中の工事完了が見込めない状況となりました。つきましては、地方自治法第213条第1項

に基づき、当該事業に係る歳出予算を令和5年度に繰り越す必要があります。

次に具体的な金額の説明を議案書7ページの表に沿って説明いたします。

まず「1 学校教育施設整備基金積立事業」でございますが、歳入予算といたしまして寄附金の決算見込みと当初予算の差額分2,600万円を計上し、歳出予算も同様に積立金として同額の2,600万円を計上しております。次に「2 守口市立図書館管理事業」でございますが、歳出予算といたしまして守口市立図書館における舞台絞り緞帳用巻上機等更新工事に係る改良工事請負費の687万5,000円を翌年度に繰り越そうとするものです。

以上、誠に簡単な説明ですが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問や御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○教育長 それでは、他に特に御質問、御意見がないようですので採決いたしたいと思います。

議案第2号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第2号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に日程第5、議案第3号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第3号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見」について御説明いたします。議案書につきましては、8ペー

ジから9ページまでとなっておりますが、9ページを御覧いただきますようお願いいたします。

今回対象とする債権の内容は2件あり、それぞれ貸付年度別に一覧にしております。いずれも同一人物に対する貸付金となっております、主債務者の免責許可決定が令和4年12月19日付で確定しており、かつ連帯保証人が死亡しているため、今後回収できる可能性がないもので、放棄する債権の額は62万8,000円と8万8,000円の合計71万6,000円、並びに債権放棄の日までの延滞金でございます。

次に意見案についてでございます。

本市教育委員会においては、守口市奨学資金条例に基づき、向学心があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難である者からの申請により、高等学校、専修学校、短期大学・大学の区分に応じ、過去に入学準備金及び修学金（以下、「奨学資金」という）の貸付けを行ってまいりました。本市奨学資金の貸付金のうち、償還期限を経過してなお未納のものについては、随時督促状の送付、電話や訪問催告などを行い、債権の回収に努めているところです。

しかし、未納となっている債権のうち、主債務者が破産により免責決定を受けており、かつ連帯保証人が死亡しているものについては、事実上債権回収が不可能です。このような回収不能である債権を保持し続けることは、適切な債権管理の観点から妥当とは言えません。

つきましては、本市奨学資金貸付金債権のうち、主債務者が破産による免責決定を受けており、かつ連帯保証人が死亡しているものについて債権の放棄が必要です。

意見案については以上でございます。今後は、本日御決定いただきます教育委員会の御意見を踏まえ、当該債権の放棄について守口市議会2月定例会に上程しようとするものです。

誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○教育長 それでは、特に御質問、御意見がないようですので採決いたしたいと思
います。

議案第3号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでし
ょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第3号につきましては原案どおり決定いたしまし
た。

次に日程第6、議案第4号「行政財産の目的外使用許可書に基づく飲料水自動販売
機の設置に伴う光熱水費等の実費負担金に係る債権の放棄についての意見」を議題と
いたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第4号「行政財産の目的外使用許可書に基づく飲料水自
動販売機の設置に伴う光熱水費等の実費負担金に係る債権の放棄についての意見」に
つきまして、御説明申し上げます。議案書10ページから11ページを御覧いただき
ますようお願いいたします。

本市教育委員会では、飲料水自動販売機設置業者と飲料水販売事業の運営に係る契
約を締結し、生徒が飲料を購入できるよう中学校に飲料水自動販売機を設置しており
ます。旧第三中学校におきましても、平成26年4月から平成27年3月までの間、
自販機を設置しており、事業者が行政財産の目的外使用許可書に基づく自販機の設置
に伴う光熱水費等の実費として電気使用料金を負担することとしておりましたが、支
払いが滞っておりました。そのため、電話や訪問催告、督促状の送付などにより債権
の回収に努めておりましたが、音信不通のまま、居所不明となり、旧商法第522条
に規定する消滅時効期間が経過したため、事実上債権回収が不可能な状況に陥った次

第です。つきましては、旧商法第522条に規定する消滅時効期間を経過し、回収不能が見込まれる本市飲料水自動販売機の設置に伴う光熱水費等の実費負担金債権について、債権の放棄が必要です。放棄する債権の額は、2万7,713円、対象件数は12件となっております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので採決いたしたいと思います。

議案第4号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第4号につきましては原案どおり決定いたしました。

議題は以上となります。

次に、協議事項に移りたいと思います。

協議事項1「八雲中学校区における義務教育学校設置計画(案)について」の説明をお願いします。

○事務局 それでは協議事項1「八雲中学校区における義務教育学校設置計画(案)について」御説明申し上げます。議案書につきましては、39ページから61ページとなっております。

まずは、計画(案)の説明に入る前に経緯について御説明申し上げます。八雲中学校区における義務教育学校設置につきましては、令和4年8月に策定いたしました「守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)」において、学校施設の老朽化が進み、

早期に対策を要する八雲小学校と下島小学校を統合し、十分な校地を確保した上で、八雲中学校との統合による義務教育学校の設置を行う旨、教育委員会の方針を示したところですが、その旨について当該校区の学校、保護者、地域の方々並びに八雲中学校区学校運営協議会に対し説明を行ってまいりました。その中で、具体的な義務教育学校設置への考え方について意見を踏まえながら、関係部署と調整し、取りまとめた内容につき、令和4年12月に保護者説明会を、令和5年1月に地域説明会を実施しましたところ、様々な御意見をいただきました。また、市立八雲中学校区学校運営協議会からも、本市教育委員会に対し学校運営に関する事項についての意見書を1月23日付けで頂いたことから、これらを踏まえ、今般本計画（案）を協議事項として示すに至ったところでございます。なお、意見書につきましては、本計画（案）の参考資料4として添付しております。

それでは、計画（案）の内容について御説明申し上げます。議案書は40ページを御覧ください。本ページは計画の目次となっております、ここから先は、便宜上計画のページ番号に基づいて御説明させていただきたいと思っております。

まず1ページ目、「1 はじめに」についてですが、ここでは令和4年3月に守口市新しい学校・園づくり審議会から答申された「市立学校の在り方について」から「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）」策定までの経緯等を説明するものでございます。

次に、2ページから3ページにかけては、「2 『守口市学校規模等適正化基本方針（改定版）』について」として、令和4年8月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）」の主な内容について説明するものです。学校規模の基準については、市独自の基準から平成27年度に国が示した基準への改正に加え、規模適正化の具体的方策の改正内容とともに、八雲中学校区における義務教育学校設置の考え方についても示しております。

次に、4ページから6ページにかけて、「3 八雲中学校区内の各校の現状」では、

児童生徒数と学級数の現状と今後の推計並びに学校施設、校区について説明するものです。令和9年度時点において、下島小学校、八雲中学校が小規模の見込みであること、義務教育学校とした場合については、普通学級が標準規模の27学級を超える28学級での推計が見込まれることを示しています。また、「(2) 学校施設について」では、各校とも耐震化が完了しているものの、一部の建物の老朽化が進み長寿命化改修に不適な建物もあることを示しています。

7ページから11ページにかけては、「4 義務教育学校の設置に向けて」として、具体的な義務教育学校設置に対する考え方について説明するものとしています。

「(1) 義務教育学校について」では、守口市で既に義務教育学校として開校しております、さつき学園での成果を踏まえ、今後、小中一貫教育を推進していく観点から、施設一体型での義務教育学校設置の考え方を示しています。「(2) 特色ある学校づくりについて」では、当該中学校区における「めざす子ども像」や教育委員会が考える「新しい学校づくり」のコンセプト、審議会からの答申も踏まえた施設整備を進めていくため、プロポーザル方式での設計者選定を行うことを示しております。

「(3) 設置場所について」では、十分な校地を確保する観点から、最も広い下島小学校を義務教育学校の設置場所とし、さらに周辺道路や隣接する下島公園についても関係部局と協議し、学校敷地として取り込んだ上で、より広い敷地での学習環境整備を目指すことを示しています。「(4) 通学区域について」では、通学区域や経路の変更が生じるものの、校区は分割せず、八雲中学校区全体を通学区域とし、その上で交通専従員の配置など通学の安全確保に努めることを示しています。「(5) 施設整備スケジュールについて」では、老朽化対策として早期に施設整備を目指すこととし、令和6年4月に八雲小学校において八雲小学校と下島小学校の統合を行い、下島小学校敷地において新校舎建設を行い、令和9年度に義務教育学校の開校を目指すこととしています。「(6) 義務教育学校設置に向けた各種の決定事項(校名、校歌等)について」では、学校、保護者、地域の方々の意見とともに、当該学校運営協議会の意

見も踏まえて必要事項の決定に取り入れていくこととともに、進捗については積極的な情報提供に努めていく旨を示しています。

12 ページ、「5 その他義務教育学校設置に伴う事項について」では、下島小学校と下島公園を含んだ下島区域において、国土交通省が計画する高規格堤防事業について市と国土交通省との堤防に関する協定が締結されたことを踏まえ、校舎整備に当たっても協力しながら取り組んでまいります。また、「(2) 下島公園の代替地や学校跡地について」では、避難所としての機能や子どもたちの健全な育成という教育コミュニティづくりという視点からも、市として保護者や地域の方々の意見を拝聴しながら決定していく必要があるという考えを示しています。

最後に13 ページから21 ページにかけては、参考資料として、1 に八雲中学校区校区内3校の施設整備沿革、2 は新校舎建設予定地である下島小学校の周辺図、3 は守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則、4 では冒頭に経緯を御説明いたしました、令和5年1月23日付で教育委員会宛てに提出された八雲中学校区学校運営協議会からの意見書としています。

計画案については以上でございます。本日の教育委員会定例会での御意見を踏まえ、市関係部局も含めて本計画書を再検討し、2月教育委員会定例会に議案として提出し策定していきたいと考えております。それでは御協議についてよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

この間、教育委員会でも保護者や地域の方へ説明をしたり、保護者や地域の方の意見を聴取してこの計画に反映するよう努めてまいりました。これまで守口市では学校統合を経験してまいりましたので、そういった学校統合の手順などを参考にしながらも、これまでと違うのは、学校運営協議会が設置されてから初めての学校統合というところです。特に学校運営協議会での御議論ということを尊重して、そちらにもいろいろ情報提供した上で、考えていただくということが本当に大切なことだと思います。

今回こういった形で意見書をいただきましたので、今後も対応を重ねながら協働して進めていくような形で、よりよい学校になるようにしていかなければならないと感じております。

ただいまの計画について、御質問や御意見ございましたらぜひお願いいたします。

○委員 下島小学校の跡地に義務教育学校の新校舎を建設するということですが、下島小学校16,315平米で一番広いですね。さらに、下島公園も取り入れてとおっしゃいましたが、下島公園の面積はどれぐらいなんですか。

○事務局 約16,000平米となっております。

○委員 その全部を義務教育学校の用地に使うんですか。それとも下島公園の一部とおっしゃいましたか。

○事務局 教育委員会といたしましては、より広い敷地での学校敷地を確保していきたいので、できる限り広い敷地をいただきたいと考えております。公園についても、少し小さい公園を残しても、それが機能的に活用し得るかというとなかなか難しいところがあるということで、今は全てを学校敷地に取り込むという形で協議を進めさせていただいております。

○委員 道路を挟んで隣り合わせですか。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。その道路につきましても、まず所管は道路公園課になりまして、その道路を廃止するという手続は必要になりますけども、学校敷地に取り込む方向で協議を進めています。

○委員 ということは、道路をクローズして一帯の移動なしのキャンパスになるという予定であるということですか。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○委員 格段に使い勝手がよくなりますね。それと聞き漏らしましたが、義務教育学校の開校予定は令和8年4月からですか。

○事務局 令和6年度に小学校2校を統合しますので、令和6年度、7年度、8年

度この3年間で施設整備を行う予定にしております。また、令和9年4月に義務教育学校の開校を目指しております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 資料の50ページに大まかなスケジュールを掲載しております。校舎の建築及び学校の統合や開校を中心に載せておりますが、この間、準備とか、教育内容の相談など、いろんなことを行っていくような形になります。こういったようなスケジュールで令和9年度から義務教育学校開校というような形で今から準備を進めております。また、御質問にもありましたとおり、公園を取り込む形で建設したいと考えておりますので、現在、関係部局とも相談しながら、これは当該地域の住民の方々の暮らしに関わることでもありますので、そういった住民の方の声なんかも聞きながら、これからもよりよい学校の在り方ということを進めていきたいと考えております。

ほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。

○委員 八雲中学校区の地図を見てますと、下島小学校はかなり西のほうですね。今まで八雲小学校に通っておられた子どもたちが、かなり遠くなりますけども、徒歩でどれぐらいの時間で行けるのでしょうか。

○事務局 一番遠いところとしては、こちらの計画案にも示しておりますように、1.6キロの距離となっております。一番小さい子で小学1年生の子が通いますので、それを想定するとおおよそ、40分弱ぐらいになると思います。

○委員 大事なことですので、学校運営協議会等でもいろいろできる支援をしてあげたらいいなと思いますね。ありがとうございました。

○教育長 通学路については教育総務課でも検討を重ねて、国が示している通学距離や時間の範囲内には一応収まっているということもあります。ただ、地図上での物理的な距離だけではなくて、実際に子どもたちが通学する際には安全な通学路を使うこととなります。そういったことも、どういうふうに通学路を設定するかも含めて、これから保護者や地域住民の方と相談を重ねながら進めていく予定にしております。

○委員 意見書にもありましたけども、通学範囲拡大に伴う安全の確保については保護者の方々も不安に思われてることと思います。安心、安全の見守りについては、学校運営協議会はじめ、地域の方々のお力もお借りできると大変心強いかなと思います。過去の学校統合の経験を活かしていただいて、地域の方々の御理解とか御協力が得られるようにしっかり連携して進めていただけたらと思います。

○教育長 ありがとうございます。御意見として承りたいと思います。

現時点での骨子というか、こういうふうな形で進めていくというのが今回の計画になりますので、今後、学校の敷地のレイアウトも含めて、あらゆることを具体的に検討していくことになります。今回は、骨子としてこういったような形で進めていくというものを示したものです。また、冒頭にも申し上げましたように、行政主導で進めるのではなく、子どもたちの学びの場で、地域に建った学校でもありますので、子どもたち、保護者、地域からたくさんの御意見を頂戴しながら、そして、またそのことによって我々が気がつかないようなこともいろいろ御指摘いただいて考えるきっかけになるのではないかなと思いますので、新しい時代の学校統合の進め方というものを今回できると思います。今後守口市内の学校の整備に当たっても一つの参考になってくれると思いますので、学校運営協議会を最大限活かし、連携を図りながら進めていきたいと思っております。ほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。

○委員 計画書の中に、学校、保護者、地域の方々の意見と書いていただいて、学校の子どもたちも巻き込んだ形でぜひ改革を進めていただけたらと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

○委員 新しい学校づくりのコンセプトのことにに関して少し教えていただきたいと思います。地域とともにある学校づくりを推進していこうということで、現在学校運営協議会でお考えということですし、また、目指す子ども像も人と人との繋がりを大切にたくましく生きる子、そういう子どもが育っていくような学校にしていきたいと

お書きいただいている、その下にそれぞれ夢と志等、学校づくりのコンセプトのキーワードが書いてあるんですけども、この中で特にここに力を入れたいというような項目があるのか、それとも現段階では構想づくりの段階ですので、それぞれの展望とか可能性を広げながら御議論いただいている段階なのか、教えていただけたらと思います。

○事務局　この新しい学校づくりのコンセプトにつきましては、今まで新設校には共通してコンセプトを踏まえて建ててきたという経緯はあるのですが、今回義務教育学校ということと、また八雲中学校区学校運営協議会における「めざす子ども像」や、人と人との繋がりを大切にということ踏まえると、やはり、夢と志を育む学校づくりや、9年間を見通した学びや成長を支える学校づくり、こういったことが実現できるような学校づくりに重点的に力を入れて整備していきたいと思っております。また、先ほど御意見いただきました、子どもたちの意見というのも、今後アンケート等を取って、「こういった学校にしてほしい」という気持ちも踏まえながらやっていくことによって、特色ある学校づくりが進むのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員　私も、可能な限り子どもたちも参画して、これからの新しい学校をつくっていくという上ではとてもいいことだなと思っております。ただ一方で、まだまだ先行事例が少ないかと思っておりますので、どこの学校でどのような取組みをしているというところまで御提言はできないんですけども、いくつか参考にされながら進めていくこともいいかなと思っております。

以上です。

○教育長　ありがとうございます。今回この計画そのものもそうですし、あとこの新しい学校づくりのコンセプトというのもなかなかつくるのが難しいところがございまして、例えば学校はハード面だけではなくて、ソフト面も含めて学校だと思っておりますが、育てたい子どもをどういうふうにするのかというのは、どちらかというともち

ろん教育委員会としても教育大綱とか、「めざす守口の教育」とかというのは掲げてはおりますが、具体的に学校としてどのようにしたいのかというのはやはり学校が主体となって考えていただく部分でもあると思います。これを市全体の方針や、これまでの地域の取組みから勘案してこの辺りだよねというのは共通項的なものを掲げておりますので、ただこれを具体的にどういうふうにしていくかというのは、本当にこれは学校が主体となって考えていただく部分とっております。やはり、学校ができない部分というのはハード整備のところ、ここは御意見を聞きながら行政としてしっかりと取り組んでいかなければならないところですが、ただ単にハードを整備すればいいのではなくて、いろんな教育活動を行うソフトのためのハード整備だというようなことを鑑みても、やはりある程度、方向性というものはきちんと示した上で進めていかなければならないということで、現時点でのコンセプトというような形で掲げさせていただいております。恐らく具体的に進めていく間に、これにしたいということがどんどん挙がってくるとは思いますが、それを期待しつつ、言ってみればこの文言だけでは学校も全然できませんので、これを具体化していくということを丁寧なプロセスを経てやっていかないといけないとっております。

あと、いろんな先行事例なんかも参考ということで御意見をいただきました。今、全国で178校まで増えてきておりますが、本当にまだ義務教育学校自体が全国でも数が少ないような状況でもございます。義務教育学校は1つの制度ではありますが、それぞれの地域に合った形で、小中学校と同じようにそれぞれの地域の要請ですとか、踏まえた学校づくりが進められていると感じております。文科省でも、こういった義務教育学校の小中一貫教育の事例集などもつい最近改定して情報を提供しております。さつき学園もそうですが、まだまだ、義務教育学校としてできる教育課程上の特例とか、そういったものに挑戦していないような状況ですので、またいろんな事例ですとか、義務教育学校はこういうことができるということを踏まえて、地域に根差した、八雲中学校区らしい義務教育学校づくりが進んでいくといいとっております。

この件につきましては、何なりと、御意見や御質問いただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

ちょっと話が逸れるかもしれませんが、本市ではさつき学園に続く2校目の八雲中学校区の義務教育学校ということで、もちろんさつき学園を参考にはしていくのですが、やはりその地域に合った義務教育学校にしていくことが大切だと思いますので、学校運営協議会を中心にこういう学校にしていきたいということを考えていただいて、それを実現するように行政としても応援していかなければいけないと思っております。

少し、本題から逸れるかもしれませんが、守口市としても全ての中学校区で小中一貫教育を推進していくというような形で打ち出しておりますが、守口市内の全ての小中学校を義務教育学校にしていくわけではありませぬので、義務教育学校という形態のみならず、通常の小中学校区が連携したような形の小中一貫教育というものを着実に進めていかなければならないと思っておりますので、こういった義務教育学校であればこういうことができるんだけど、小学校、中学校でもこういうことができるというような小中一貫教育のさらなる推進に向けて、教育委員会としても他中学校区にも、いろんな取組みの事例などを提供しながら支援していきたいと考えております。具体的には、来年度以降になると思っておりますが、そういった小中一貫教育の手引きなども、かつて教育委員会事務局でつくってきておりますので、そういったものも改定しながら各学校の参考になるような情報を提供していきたいと思っております。

先週、北河内地区教育委員会委員研修会でさつき学園を視察していただきました。ちょうど今、北河内地区の各市で義務教育学校の設置を進めております。「守口市を参考にしてもっといい学校つくりたい」ということで、各市の特色を生かしての取組みをされております。ある市では、著名な建築家の事務所に依頼をして学校をつくっているところもあります。もちろん、守口市でできること、やるべきことというのは、精査していかないといけないと思うのですが、そういった他市の取組みなども非常に参考になると思っておりますので、またそういったところも情報提供を皆様にもして

いきたいと思えます。

それでは、他に御質問、御意見はないようですので、本日はここまでとさせていただきます。また次回、議題として審議していただきますので、我々もブラッシュアップをしていきたいと思えますが、何かお気づきの点等ございましたら、事務局にお知らせいただけましたら幸いです。

以上、予定していた協議事項をこれで終了しました。

それでは、事務局から何か報告、連絡がございますでしょうか。

○事務局 保健給食課から、インフルエンザ関連の御報告をさせていただきます。この時期に流行しておりますインフルエンザ罹患に伴う本市立学校における学級閉鎖等の状況について御報告させていただきます。昨年12月においては、小学校2校1件2クラス、中学校1校3件7クラスの学級閉鎖がございました。1月に入り、本日時点で小学校9校15件15クラス、中学校1校1件1クラスの学級閉鎖となっており増加傾向が伺われます。インフルエンザの臨時休業の基準としましては、罹患または罹患している疑いがある児童、生徒等の欠席率15%以上を目安に、学校医と協議していただき、臨時休業を実施しております。一方、コロナによる臨時休業につきましては、毎日各校よりコロナの罹患報告を受けておりますが、今月コロナによる学級閉鎖は守口小学校1校1クラスが臨時休業となっております。

以上、簡単ではございますが御報告とさせていただきます。

○教育長 何か御質問等がございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○教育長 それでは、次の報告、連絡はございませんでしょうか。

○事務局 G I G Aスクール回線増強事業について進捗の御報告をいたします。事業者選定のため一般競争入札を行った結果、株式会社オプテージに決定いたしました。今後インターネットの設定変更の後、来年度4月より増強されたインターネット回線を使用することが可能となる見込みです。例年どおり、年度末には教員及び児童生徒

を対象に I C T 活用に関するアンケート調査を実施し、実態把握と分析を行います。
充実したインターネット環境の下、端末等を有効に活用して子どもたちの学習がますます進むように取組みを続けてまいります。

報告は以上です。

○教育長 何か御質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○教育長 それでは、次の報告、連絡はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○教育長 それでは、ないようですので本日の定例会をこれにて閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。